

令和2年6月24日

町内社会教育施設等の使用制限の一部解除について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、6月16日（火）から一部制限事項を設けて町内の公民館、図書館、文書館を再開しているところですが、7月1日（水）から段階的に制限を解除します。

なお、各施設で利用者の皆様に「新しい生活様式」を实践（マスク着用、手指消毒、健康チェック、身体的距離）していただくことは継続します。

今後の感染拡大等の状況によっては、対応が変更となる場合があります。感染拡大防止のため、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【7月1日(水)からの対応内容】

公民館（町民センター、町民センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館）

- 夜間利用の再開
- 利用団体で感染防止対策をすることを前提として利用内容の制限解除
- 利用人数の上限30人の解除

※各部屋の定員数を通常の1/2に制限、団体利用の氏名把握と部屋の消毒作業、館内での水分摂取以外の飲食禁止は継続します。

※町民センターホールは8月31日(月)まで利用中止です。

寒川総合図書館

- 閲覧席、学習室、インターネットコーナーは座席数を減らして利用再開

※視聴覚コーナー、ふれあいコーナーの使用中止は継続します。

寒川文書館

- 事前予約制の対応を解除し、当日来館による利用再開

問い合わせ先

1.公民館・図書館について

教育総務課 課長 芹澤るみ子 ☎0467(74)1111 内線 510

2.文書館について

寒川文書館 館長 高木秀彰 ☎0467(75)3691